

## 丸亀市個人情報保護条例の改正について（答申）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が制定され、平成 27 年 10 月から国民一人ひとりに「個人番号」が付番されることになる。

「個人番号」の不正な利用等が行われた場合、個人のプライバシー等の侵害につながるおそれがあるため、番号法では個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義したうえで、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置を講じている。

番号法第 31 条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、また、その特定個人情報を本人が確認できるようにするため、必要な措置を講じなければならない旨を規定している。

このため、丸亀市個人情報保護条例（平成 17 年丸亀市条例第 22 号。以下「条例」という。）の改正により、本市における特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう次のとおり答申する。

### 1 目的外利用について

#### (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用は、「個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ限定するのが適当である。

#### 【説明】

番号法の一般法である行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項では、利用目的以外の目的のために個人情報を利用することが原則としてできないが、例外として、次の場合に目的外利用ができる旨定められている。

- ① 法令に基づく場合（同項）
- ② 本人の同意があるとき（同条第 2 項第 1 号）
- ③ 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（同項第 2 号）

これに対し、番号法第 29 条第 1 項による読み替えによって、行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項及び第 2 項は、行政機関については、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用ができる場合は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定した形で定められている。

個人番号に対しては、既存の個人情報保護法令の規制が及ぶものである。しかし、個人番号はそれ以外の個人情報と比べ、強力な識別機能を有するため、万一個人番号が不正に用いられた場合、プライバシーをはじめとする個人の権利利益を侵害する危険性が高い。この点を踏まえ、番号法では、特定個人情報について、一般法よりもさらに厳格な保護措置を講じることとしている。

条例第8条では、事務の目的以外に個人情報の利用を原則として禁止しているが、その例外として次の場合を掲げている。

- (1) 個人情報の目的外利用又は外部提供をすることについて、当該本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示があるとき。
- (3) 当該個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人情報を目的外利用し、又は他の実施機関に提供することにつき相当の理由がある場合であって、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に、その所掌する事務の遂行に必要な限度で個人情報を提供する場合において、当該事務の性質上、当該個人情報を提供することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (7) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

以上の番号法による特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用に関し、講じられている措置の趣旨を踏まえ、条例においても、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ限定するよう規定を改正するのが適当である。

## (2) 情報提供等記録について

情報提供等記録の目的外利用は、禁止するのが適当である。

### 【説明】

番号法第23条は、第19条第7号によって特定個人情報の提供等があったときは、その旨を情報提供ネットワークシステム等に記録・保存することを義務付けている。この記録・保存さ

れているものが、情報提供等記録である。これによって本人は、自己の特定個人情報を、いつ、誰が誰に提供したのかを知ることができるものである。

番号法第 30 条第 1 項で、行政機関個人情報保護法第 8 条第 1 項から第 4 項までの情報提供等記録の目的外利用を可能とする規定の適用が排除されていることから、情報提供等記録に関しては、目的外利用について一切認めないこととしている。

これは、情報提供等記録については、目的外の利用がそもそも想定されないことから、目的外利用が一切禁止されているものである。

条例上、目的外利用に関しては、条例第 8 条に原則として禁止していると規定されている。

以上の番号法による情報提供等記録の目的外利用に関し、講じられている措置の趣旨を踏まえ、条例においても情報提供等記録の目的外利用は、禁止するよう規定の改正をするのが適当である。

## 2 開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者について

### (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る開示請求等について

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるのが適当である。
---

#### 【説明】

開示請求、訂正請求又は利用停止請求について、行政機関個人情報保護法などの一般法においては、本人又はその法定代理人による請求を認めているが、番号法においては、個人番号が個人の同意なく国民全員に対し付番されるものであり、特定個人情報が不正に流通し、又は取り扱われることへの懸念を払拭するため、これらの権利を容易に実行できるよう、本人又はその法定代理人以外に任意代理人にも請求を認めている。

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る開示請求について、番号法第 29 条第 1 項により、行政機関個人情報保護法第 12 条第 2 項を読み替え、任意代理人による開示請求を認めている。

同様に、訂正請求についても番号法第 29 条第 1 項により、行政機関個人情報保護法第 27 条第 2 項を読み替え、任意代理人による訂正請求を認めている。また、利用停止請求についても番号法第 29 条第 1 項により、行政機関個人情報保護法第 36 条第 2 項を読み替え、任意代理人による利用停止請求を認めている。

条例上、個人情報に関する開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者は、行政機関個人情報保護法と同様、本人又はその法定代理人としている（第 11 条第 2 項）。

以上の特定個人情報に係る開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者の範囲に関する番号法の取扱いを踏まえ、条例においても特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る開示請求、

訂正請求又は利用停止請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるよう規定の改正をするのが適当である。

## (2) 情報提供等記録に係る開示請求等について

情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるのが適当である。

### 【説明】

情報提供等記録に係る開示請求について、番号法第 30 条第 1 項により、行政機関個人情報保護法第 12 条第 2 項は前記(1)と同じ読み替えを行っており、任意代理人による開示請求を認めている。同様に、訂正請求についても番号法第 30 条第 1 項により、行政機関個人情報保護法第 27 条第 2 項は前記と同じ読み替えを行っており、任意代理人による訂正請求を認めている。なお、利用停止請求については、3 の(2)で見るとおり、情報提供等記録の利用停止請求自体を認めていない。

条例上、個人情報に関する開示請求、訂正請求又は利用停止請求権者は、行政機関個人情報保護法と同様、本人又はその法定代理人としている。

以上の情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者の範囲に関する番号法の取扱いを踏まえ、条例においても情報提供等記録に係る開示請求又は訂正請求権者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めるよう規定の改正をするのが適当である。

## 3 利用停止について

### (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に係る利用停止請求ができる場合について

条例第 7 条（収集の制限）の規定に違反して収集されたものであるときに加えて、次のアからウまでの場合に特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求ができるよう、また、次のエの場合に特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の提供停止請求ができるようにするのが適当である。

- ア 利用制限に対する違反
- イ 番号法第 20 条に規定する収集制限・保管制限に対する違反
- ウ 同法第 28 条に規定するファイル作成制限に対する違反
- エ 同法第 19 条に規定する提供制限に対する違反

### 【説明】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、一般法においても個人情報について不適正な取扱いがなされている場合、利用停止請求が認められている（行政機関個人情報保護法第 36 条）。行政機関が保有する個人情報については、次の事由により、利用停止請求ができる（第 36 条第

1 項)。

- ① 適法に取得されたものでないとき (第 36 条第 1 項第 1 号)
- ② 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報保有されているとき (同号)
- ③ 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき (同号)
- ④ 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき (同項第 2 号)

これに対し、番号法では、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について、同法第 29 条第 1 項の規定により、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができる場合として、番号法で読み替えられた行政機関個人情報保護法第 36 条第 1 項第 1 号において、前記の①及び②に加えて、番号法による、ア利用制限に対する違反、イ収集制限・保管制限に対する違反、ウファイル作成制限に対する違反を加えている。また、同項第 2 号において、番号法第 19 条の規定による、提供制限に対する違反の場合、提供の停止としている。

これは、特定個人情報についても、一般の個人情報同様、適正な取扱い確保のため利用停止請求が認められるべきであるが、番号法ではそれに加え、番号法に違反する行為のうち特に不適正なものが行われた場合についても、利用停止請求を認めるものとしている。

条例上、個人情報の目的外利用等の中止の請求については、第 25 条に規定されている。

以上の特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができる場合として番号法が定めている事由を踏まえ、条例においても、条例第 7 条(個人情報の収集の方法及び制限)の規定に違反して収集されたものであるときに加えて、次のアからウまでの場合に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用停止請求ができるよう、また、次のエの場合に特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の提供停止請求ができるよう規定の改正をするのが適当である。

ア 利用制限に対する違反

イ 番号法第 20 条に規定する収集制限・保管制限に対する違反

ウ 同法第 28 条に規定するファイル作成制限に対する違反

エ 同法第 19 条に規定する提供制限に対する違反

## (2) 情報提供等記録に係る利用停止請求について

情報提供等記録について、利用停止請求を認めないようにするのが適当である。

### 【説明】

番号法第 30 条第 1 項では、行政機関が保有する情報提供等記録について、また、同条第 2 項では、総務省が設置・管理する情報提供ネットワークシステムで保有する情報提供等記録について、行政機関個人情報保護法第 4 章第 3 節(利用停止)の規定を適用除外とし、情報提供等記録について利用停止請求を認めない旨を定めている。

これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、「適法に取得されたものでないとき」や「利用制限・提供制限の規定に違反しているとき」というものが想定されないことや、本人の知らないところで不法・不正に提供がなされていないかなどの確認をするためのものであり、情報提供等記録を利用し続ける必要性が高いことから、利用停止請求を認めていないものである。

条例上、個人情報の目的外利用等の中止の請求については、第 25 条に規定されている。

以上の情報提供等記録に係る利用停止を認めないとする番号法の取扱いを踏まえ、条例においても情報提供等記録について、利用停止請求を認めないよう規定の改正をするのが適当である。

#### 4 他の法令による開示の実施との調整について

特定個人情報について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めるようにするのが適当である。

##### 【説明】

行政機関個人情報保護法第25条は、他の法令により開示が定められており、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法によるときと同一である場合には、同法に基づく開示を行わないこととしている。

これに対し、番号法第29条第1項において、行政機関個人情報保護法第25条を適用除外とし、行政機関に対し、他の法令による開示の実施との重複を認めるよう規定している。また、番号法第30条の規定においても、情報提供等記録について他の法令による開示の実施との重複を認めている。

これは、番号制度において、マイナ・ポータルの新設により、個人は、自分の特定個人情報を簡単に確認できる仕組みを構築することとしており、他の法令によりITシステム（電子情報処理組織）を使用して開示が実施される場合であっても、マイナ・ポータルによる開示の実施の方が、より国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。そのため、番号法では、他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても、番号法に基づく開示を重ねて認めることとしている。

以上の番号法において他の法令による特定個人情報の開示の重複を認めることとする取扱いを踏まえ、条例においても特定個人情報について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めるよう規定の改正をするのが適当である。

## 5 情報提供等記録の開示又は訂正に係る移送について

情報提供等記録の開示又は訂正決定に際し、他の機関への移送を認めないようにするのが適当である。

### 【説明】

開示又は訂正事案の移送について、行政機関個人情報保護法では、他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる（行政機関個人情報保護法第21条、22条、33条、34条。）。

これに対し、番号法では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、前記と同様に移送を認めているが、情報提供等記録については、番号法第30条第1項では行政機関が保有する情報提供等記録に関して開示又は訂正に係る移送を行わない旨を定めている。なお、情報提供等記録に関し、3の(2)で見たように利用停止はそもそも認められていない。

このように情報提供等記録について移送を行わないのは、即時の開示を期待している開示請求者の利益を害すると考えられることや、当該記録に記録されているものが情報提供者から情報照会者へどのような事務のためにどのような情報が授受されたかといったものであり、番号法別表第2に明確に規定されており、情報提供等記録に関する非開示情報もあらかじめ典型的に定まるものであって、他の機関が開示決定等をする正当な理由が見いだせないためである。

条例上、個人情報に係る開示請求事案の移送は、第20条に規定されている。

以上の情報提供等記録の開示又は訂正に係る移送に関する番号法の取扱いを踏まえ、条例においても情報提供等記録の開示又は訂正決定に際し、他の機関への移送を認めないように規定の改正をするのが適当である。

## 6 情報提供等記録の訂正に係る通知先について

情報提供等記録の訂正については、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、通知をするのが適当である。

### 【説明】

行政機関個人情報保護法において、保有個人情報の訂正を実施した場合、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正を実施した旨を通知しなければならない（行政機関個人情報保護法第35条）。

特定個人情報についても、行政機関の長等は、訂正を実施した際に必要があるときは、提供先に対し訂正を実施した旨の通知をしなければならないが、特定個人情報のうちの情報提供等記録については、他の機関より提供を受けるものではなく、どのような機関間でどのような特定個人情報の授受が行われたかが記録されるものであり、一般法をそのまま適用した場合、訂正の通知先が存在しないこととなる。しかし、情報提供等記録の訂正があった場合、情報照会

者、情報提供者、情報提供ネットワークシステムの3カ所で記録・保管されるものであるから、この三者間で訂正について認識を共有しておかなければならないので、例えば番号法第30条第1項では、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、通知しなければならないものとしている。なお、番号法第30条第2項から第4項までにおいても同様である。

条例第29条において、個人情報の訂正をした場合の提供先への通知が規定されている。

以上の情報提供等記録の訂正に係る通知先に関し、番号法による行政機関等が行う通知を踏まえ、条例においても情報提供等記録の訂正については、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、通知をするよう規定の改正をするのが適当である。

## 7 開示請求等を行うことができる者の範囲の拡大について

本人に代わって自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）を行うことができる者に任意の代理人を加え、この場合の条件として次に掲げる者とするのが適当である。

- (1) 傷病その他の身体的状況により自ら開示請求等を行うことが困難であると市長が認める者から委任を受けた者。
- (2) その他本人に代わって開示請求等を行うことについて相当の理由があると認める者。

### 【説明】

条例第11条において、本人に代わって、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人と限定されており、委任状などによる任意代理人では請求できない。しかし、これでは成年で認知症等になり成年後見制度を利用していない多くの方は、開示請求を行うことができないことになる。

番号法においては、特定個人情報については任意代理人も開示請求、訂正請求及び利用停止請求を行うことができるようになり、これを受けて本市条例でも特定個人情報については任意代理人も開示請求を認めることが妥当としたことは、上記2の(1)及び(2)のとおりである。

従来の個人情報についても、自己情報コントロール権の保障の観点から、本人が自ら開示請求を行うことが困難な場合に限って任意代理人による請求を認めることが適当であると判断した。ただし、その場合においても、個人情報の保護という条例の趣旨を踏まえて、本人の委任を受けた者であること、及び、本人が自ら開示請求等を行うことが困難であることを確認できる書類の提出を求めることなどを「丸亀市個人情報保護条例施行規則」に規定するとともに、面談するなどの方法で本人に委任の意思を確認するなど、運用面で配慮する必要がある。

## 8 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について以下のとおり調査審議を行なった。

- ① 平成 27 年 5 月 8 日 諮問書の受理
- ② 平成 27 年 5 月 18 日 第 1 回審査会